

緊急事態宣言期間における授業等について

2020年4月21日

緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、北海道は特定警戒都道府県に指定されました。それにともない、北海道でも、緊急事態措置が発表され、各施設への休業要請も発表されました。

まなぶは、床面積100㎡以下の学習塾ですので、休業要請ではなく、協力依頼の対象ですが、適切な感染防止対策を徹底したうえで、営業可とされています。ゆえに、個別指導塾として、授業の継続を望まれるご家庭がある限り、営業を継続することも考えました。しかし、札幌市内の感染状況や、不要不急の外出を控え接触を8割以上減らすことが求められていること、そして何より生徒さん・ご家庭・地域の皆さまへの感染リスクを減らすことが重要と考え、またさらに約2か月間の休校により学校の授業がすすんでいないことなどを総合的に考え、今回は、5月6日までお休みさせていただくことといたしました。

期間中及び再開後は以下のようにさせていただく予定であります。

- ① 授業再開は5月7日・8日を予定しております。
基本的には、すでに生徒さんに配布されている計画表で、7日・8日いずれかの日に授業の予定が入っておりますので、そちらをご確認いただきたく存じます。
なお宿題は、計画表をとばさずに、前回の授業の次のところをお願いいたします。
- ② 期間中の学習量を確保するために宿題を希望される場合、現在の計画表に入っている宿題をどんどん先にすすめておいていただけますようお願いいたします。
- ③ 平日午後1時から午後6時まで、電話による学習相談等を受け付けております。
遠慮なくご連絡ください。なお、長期化にそなえ、早急にWEBによる授業及び授業サポート等も検討してまいります。
- ④ 期間中の授業については、ふりかえないし欠席分月謝を返金させていただきます。
ご希望される方をお選びいただければと存じます。
- ⑤ 5月分月謝（当初5月8日まで）については、金融機関等へのみなさまの外出機会を可能な限り減らすべきと考え、5月分・6月分をまとめて5月末日までとし、5月中旬に、改めて配布させていただく予定であります。返金があるお客様への減額調整もこの時に行います。

以上の内容は、現在通塾中のすべての塾生のご家庭に改めてご連絡させていただく予定であります。

なにとぞ皆様のご理解・ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。